

隊友新聞 26年6月号記事

公的年金制度（3）
国民年金－老齢基礎年金

今回は、国民年金の老齢給付としての「老齢基礎年金」を取り上げます。

Q 1 老齢基礎年金とはどのような年金ですか？

A 老齢基礎年金とは、国民年金等に参加し「25年以上の資格期間（注1）を満たしている人が、原則65歳から受け取ることができる年金です。

注1：資格期間とは、原則として

- ① 国民年金の被保険者期間（第1号被保険者期間）
- ② 厚生年金保険及び共済組合員期間（第2号被保険者期間）
- ③ 昭和61年4月以降の第2号被保険者の配偶者期間（第3号被保険者期間）

を合計した期間です。

平成24年8月に成立した年金機能強化法（平成27年10月施行予定）による資格期間の短縮（25年を10年に短縮する。）については別途「年金制度改革」で取り上げます。

Q 2 老齢基礎年金の年金額はいくらですか？

A 老齢基礎年金の年金額は次の式で計算できます。

$772,800 \text{円 (注2)} \times \text{保険料納付月数等 (注3)} / 480$

注2 平成26年度年金額

注3 保険料免除月数や減額納付月数が含まれる場合は係数を掛けた月数として計算します。

Q 3 22歳で自衛隊に入隊し定年退職後は再就職し62歳で再び定年退職の予定です。65歳からの老齢基礎年金は満額もらえるのでしょうか？

A 確かに共済組合と厚生年金被保険者期間を合わせると40年

になります。国民年金は、20歳から60歳までが強制加入期間です。したがって60歳を超えると厚生年金に加入していても国民年金は資格を喪失します。老齢基礎年金を満額受給するためには480月（40年）加入してなければなりません。質問者の場合、満額もらうためには20歳到達月から自衛隊に入隊するまでの月数が不足します。

仮に20歳到達月から自衛隊に入隊するまでの月数を24月とした場合の年金額は、

$$\text{老齢基礎年金額} = 772,800 \times 456 / 480 = 734,160 \text{ 円}$$

となります。

このため、満額（772,800円）を受給するためには60歳から64歳までの間に24ヶ月間任意加入することが必要です。

Q 4 老齢基礎年金は65歳以前に受給することができると思いますが？

A 老齢基礎年金の受給期間を満たした人が60歳から65歳の間に（任意加入被保険者でないものに限り）支給の繰上げ請求をすることで、減額された年金を受給することができます。

特別支給の老齢（退職）年金の受給権者の場合は、老齢基礎年金の繰上げと老齢（退職）年金の繰上げを同時に行わなければなりません。繰上げの請求をした日に受給権が発生し、請求のあった日の属する月の翌月から支給が開始されます。

繰上げ請求をすると1月当たり0.5%（1年当たり6%）が減額されます。その他にも繰上げ請求に伴ういろいろな制限がありますので請求前に年金事務所等で十分確認して下さい。

次回は「厚生年金保険」を取り上げます。